

地域密着型介護老人福祉施設 ケアコンプレックス寺内 運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人正和会（以下「事業者」という。）が地域密着型介護老人福祉施設ケアコンプレックス寺内（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の適正な運営を確保するために、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービスは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称および所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型介護老人福祉施設 ケアコンプレックス寺内
- (2) 所在地 秋田県秋田市寺内字三千刈47-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名 施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
- (2) 事務員 1名 施設の庶務および会計事務を行う。
- (3) 生活相談員 1名 入居者の日常生活についての相談、援助、およびこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行う。
- (4) 介護職員 14名 入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
- (5) 看護職員 3名 入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理および保健衛生業を行う。
- (6) 機能訓練指導員 1名 入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導を行う。
- (7) 介護支援専門員 1名 施設サービス計画の作成、進行管理および評価を行う。
- (8) 管理栄養士 1名 給食献立の作成、入所者の栄養管理・指導を行う。
- (9) 医師 1名 入居者の診察、健康管理および保健衛生指導を行う。

(職員の勤務体制等)

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 施設長は毎月の勤務割表を、その前月25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的

に設けるものとする。

(入居定員：ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第6条 施設の入居者の定員は、29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

- | | |
|---------------|---------|
| 一、ユニット数 | 3ユニット |
| 二、ユニットごとの入居定員 | すみれ：9名 |
| | かなな：10名 |
| | あんず：10名 |

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容)

第7条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活動作の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 利用者の健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション、行事等のサービスの提供
- (9) 行政手続き

(利用料等)

第8条 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

2 前項の他、次に掲げる利用料金の支払いを受ける。

- (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) 前各号に掲げるものの他、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 3 前項で掲げた費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項等)

第9条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと

2 施設長は、入所者が次の各号に該当すると認めるときは、当該入所者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時等における対応方法)

第10条 施設の職員は、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、施設長に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には施設が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当施設は、サービスの提供に伴って、施設の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第12条 当施設は、自ら提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第13条 職員は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。
- 3 前項の防災訓練については、年2回以上実施するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(運営推進会議)

第15条 当施設が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれた

サービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員及び指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護についての知見を有する者とする。
- 3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 4 運営推進会議は入所生活等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(秘密保持)

第16条 施設の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守しなければならない。

- 2 施設の職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずる。
- 3 施設は、居宅支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者又は家族等に同意を得ることとする。

(身体拘束)

第17条 事業者及び施設職員は、入居者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。

- 2 事業者及び施設職員は、身体拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入居者又は利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(虐待防止について)

第18条 事業所は、利用者への虐待の防止のため次の措置を講ずることとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止のための職員研修の実施（年2回以上）
- (4) 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置

- 2 事業所は、サービス提供中に従業者又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

(その他運営についての重要事項)

第19条 施設は、職員の資質向上のための研修の機会を年2回以上行うものとする。

- 2 施設は、利用者又はその家族からの求めに応じ、介護及び看護に関する記録の開示を行うものとする。
- 3 施設は、利用者又はその家族からの求めに応じ、事業計画・財務内容等を閲覧できるものとする。

(規程の補足)

第20条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人正和会と施設の施設長の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は、平成29年 5月 1日より施行する。

この運営規程は、令和 5年 2月16日より一部改訂。

この運営規程は、令和 5年12月 1日より一部改訂。

この運営規程は、令和 7年 1月 6日より一部改訂。